

# 「とくしま・移住・DIY」空き家利活用促進事業 物件公募要綱

## 1 目的

「とくしま回帰」住宅対策総合支援センター（以下「主催者」という。）では、空き家の利活用の促進と移住者の増加を図るため、手作りならではの「空き家を所有・活用する喜びと愛着」を感じられる「DIY」を後押しするワークショップを開催するためのフィールドとして、無償で貸与いただける空き家のスペースを募集します。

## 2 応募の条件

次の要件を全て満たすこと。

### (1) 物件及びワークショップ等に関すること

- ア 物件は、徳島県内に存在する現に使われていない住宅であること。
- イ 物件は、ワークショップ会場として床面積が 20 m<sup>2</sup>以上の室を有していること。
- ウ 物件は、ワークショップの開催、その準備及びワークショップ開催後の見学会の開催の際、無償で貸与できること。
- エ 物件は、応募者により所有されていること。なお、共有物件の場合は、ワークショップの会場として貸与することについて共有者全員の同意が得られていること。
- オ 物件は、耐震性を有していること。耐震性のない場合は、耐震シェルターが設置されている又は設置予定であるなど、地震発生時に参加者が緊急的に避難できるスペースを有していること。
- カ ワークショップの内容、開催日及びワークショップ開催にあたり必要な改修の内容については、主催者との協議により決定することを承知していること。
- キ ワークショップ開催前の準備等への参加について、主催者からの要請があった場合は協力すること。
- ク 物件のワークショップ前後の状況、またワークショップの開催状況及び開催前の準備状況、また見学の様子を撮影した動画等のインターネット等での公開に協力すること。
- ケ ワークショップ開催後は、地方創生に資する用途として活用方針を決定し、その用途としておおむね 10 年以上活用すること。  
※地方創生に資する用途とは、移住者向け住宅、地域交流施設、生活体験施設、宿泊施設等

コ ワークショップ開催後は、当該物件の所有者又は管理者の責任において、管理・運営をすること。

サ ワークショップ開催後においても、普及啓発のための見学会や動画撮影等に協力すること。

(2) 応募者に関すること

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者

イ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更正手続開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て、又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てを行っていない又は申立てがなされていない者及びこれらの手続中でない者

ウ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

若しくは暴力団員（同条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

エ 特定の政治活動や宗教活動を主たる目的とする者、公序良俗に反する等適当でないと認められる者でないこと。

### 3 ワークショップの概要（予定）

(1) 参加者の対象

徳島県への移住希望者及び D I Y に興味関心のある者

(2) 開催場所

本公募において決定

(3) 開催場所に至る移動手段

主催者により運行する貸し切り小型バス

(4) 開催日

令和 4 年 10 月頃から令和 4 年 11 月頃のうち 3 日

(5) 内容（昨年度実施の例）

- ・壁、床、天井面の造作材の設置
- ・壁面の塗装
- ・壁面のクロス貼り
- ・造作棚の設置 他

#### 4 応募方法の手続き等

次のとおり必要書類を提出すること。

(1) 提出書類（正本1部，副本3部提出）

ア 応募申請書（様式第1号）

イ 条件確認書（様式第2号）

ウ 物件概要書（様式第3号）

エ 物件を所有していることを示す書類又は物件をワークショップの会場として貸与することについて共有者全員の同意が得られていることを示す書類

(2) 提出期限

令和4年7月26日（火）午後5時まで（必着）

(3) 提出方法

持参又は郵便若しくは宅配便により提出すること。

※郵便の場合は，書留郵便又は配達証明によること。

(4) 提出先及び問合せ先

「とくしま回帰」住宅対策総合支援センター（徳島県住宅供給公社）

〒771-0134 徳島市川内町平石住吉209-5

電子メール [soudan@tokushima-akiya.jp](mailto:soudan@tokushima-akiya.jp)

電話 088-666-3124

ファクシミリ 088-666-3126

#### 5 応募に際しての注意事項

(1) 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当することが判明した場合，失格又は無効となり，主催者からその旨を通知する。

ア 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

イ 物件及び応募者の条件を満たしていない場合

ウ 提出書類に虚偽の内容を記載した場合

エ 本公募要綱に違反すると認められる場合

オ その他不正な行為があったと主催者が認めた場合

(2) その他

ア 応募書類の提出期限後の訂正，追加，差替及び再提出は認めない。

イ 提出された書類は，理由のいかんを問わず返却しない。

ウ 審査において，確認が必要な事項がある場合は，別途，書類の提出を求める場合がある。

エ 提出された書類により知り得た個人情報，本事業の施行に必要な範囲で利用するものとし，事業完了後は破棄する。

オ 選定された物件の申込書類は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号）において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該申込者の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。

カ 書類の作成は、A4 縦版（片面印刷）横書きとし、11 ポイント以上で作成すること。なお、必要に応じて、表、写真等を用いた補足資料を添付することができるが、できる限り簡潔なものとする。

キ 書類等の作成に用いる用語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定める単位に限る。

## 6 審査方法等

### (1) 評価項目及び物件の選定

「とくしま・移住・DIY」空き家利活用促進事業物件選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置し、選定委員会において、評価項目の検討、応募書類を元に書面審査を行う。審査は、必要に応じて質疑応答を実施するものとし、評価基準に基づき審査を行う。なお、審査の状況は非公開とする。

### (2) 評価基準

項 目	配 点
①改修にかかる費用の妥当性	30
②ワークショップ参加者の確保性	30
③ワークショップ開催後の活用における有効性	40
評価点合計	100

### (3) 物件の選定

選定委員会の審査を踏まえ、主催者にて選定する。

### (4) 結果の通知

審査結果は、審査を受けた応募者の全てに対し、文書により通知するとともに、結果を主催者のホームページにて公表する。

### (5) 審査の結果、適切な物件がない場合は、主催者において別途候補を選定する。

## 7 日 程

令和4年7月12日	物件募集開始
令和4年7月26日	物件募集の提出締切り
令和4年7月下旬（予定）	物件選定委員会、物件の決定
令和4年9月上旬（予定）	ワークショップ参加者募集開始
令和4年10月～令和4年11月頃（予定）	ワークショップの開催
令和4年11月以降（予定）	見学会開催等

## 8 参加辞退

応募書類の提出後、都合により参加を辞退する場合は、4の（2）に示す提出期限までに、応募辞退届（様式第4号）を提出すること。なお、辞退の届出は、電子メール、持参又は郵便若しくは宅配便により提出すること。

※郵便の場合は、書留郵便又は配達証明によること。

## 9 その他

（1）応募に係る一切の費用は、応募者の負担とする。

（2）ワークショップ開催にあたり必要な修繕費、講師への報酬費、広報費、事務経費等は予算の範囲内において主催者の負担で行うが、ワークショップに係らない修繕等が発生した場合、応募者に負担してもらう場合がある。